

# 丹波市官民連携（包括連携協定） ガイドライン

令和5年4月策定

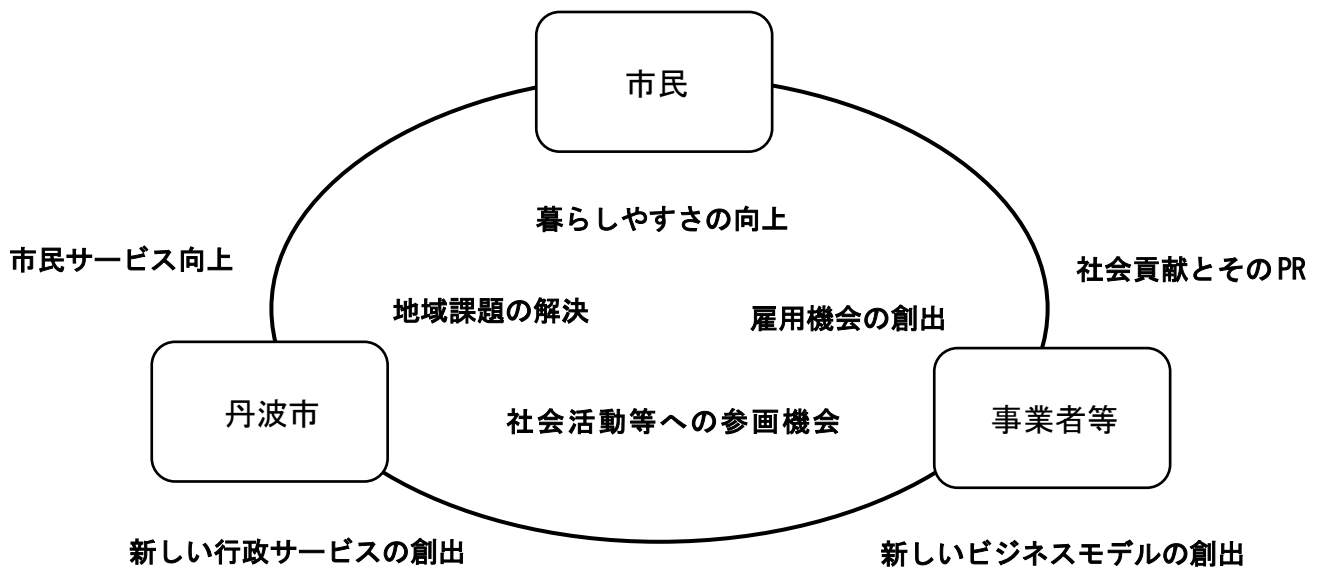
## 1 ガイドラインの目的

市民サービスの向上とまちの持続的発展を実現するためには、市と企業、大学及び短期大学や団体等（以下「事業者等」という。）が、まちづくりに関わる多様な主体として、それぞれが有する経営資源や機能等を効果的に活用しながら、幅広い分野で相互に連携・協働することが重要です。

そのため、本ガイドラインは、事業者等からの申出から包括連携協定の締結までを円滑に進められるよう、丹波市と事業者等との包括連携協定に関する実施要綱（令和5年丹波市要綱第〇号）で定めた連携協定の基本的な考え方や実施手法、協定を締結する際の基準や留意点等を定めるものです。

本ガイドラインに基づき、多様なまちづくりの主体と連携・協働して、豊かで活力ある丹波市の形成と持続的な発展に向けて、官民連携の仕組みづくりに取り組んでいくこととします。

### 【連携協定のイメージ図】



## 2 官民連携の取組姿勢

官民連携の取組は、次の2つの取組姿勢に基づき、推進していきます。

### ①市民目線での連携事業の検討

地域が抱える課題に対して、事業者等が持つノウハウやサービス、ネットワークなどをまちづくりに取り入れて、市民の暮らしを豊かにしていきます。

## ②協働のパートナーとしての関係性の構築

丹波市と事業者等は、まちづくりのパートナーとして対等な関係を築き、相互が有する個性や強みや資源を活かして連携することで、まちづくりの相乗効果を創出していきます。

### 3 協定の種類と用語の定義

#### 1) 協定の種類と本市における定義

①連携協定 個別特定分野（各部署において取組むもの）において、個別に事業者等と連携を推進するために締結する協定

②包括連携協定 多岐にわたる分野（市が一体的に取組むもの）において、包括的に事業者等と連携を推進するために締結する協定

#### 2) その他の用語の定義

①事業者等 市内において事業活動又は公共的活動を行う、又は行おうとする企業、大学及び短期大学や団体等であって、国及び地方公共団体以外の団体

②連携事業 事業者等が、市と連携し、地域課題の解決に向けて自らの申し出により行う反対給付を伴わない役務の提供、物品の貸与その他これらに類する取組事業（実費相当の費用負担を伴うものを含む。）

### 4 包括連携協定について

包括連携協定とは、丹波市と事業者等が、個別特定分野に限定することなく、多岐にわたる分野において、市が一体的に連携事業に取り組むため、事業者等と締結する協定です。締結後には、市政や市民生活全般にわたる連携提案を受け得るもので、受けた提案に対して、丹波市は真摯な検討を担保する必要があります。

特定分野や関連分野にかかる連携協定は、当該分野と関連のある部局が所管し、協定を締結することとなりますが、包括連携協定については、全庁的な検討応諾の関係上、総合政策課が窓口となり、連携協定の締結に向けてその事務にあたります。

#### 【包括連携協定締結の流れ】

①連携事業の提案及び取組に関する事前協議（解決したい課題の提供、連携の可能性検討）

②提案事業の具体化に向けた検討及び庁内連携先の調整

③連携事業の具体化・決定及び連携協定の締結に向けた事前協議

- ④連携協定締結の正式な申入れ
- ⑤連携協定の締結及び公表(記者発表等)
- ⑥包括連携事業の実施

### 【包括連携協定の締結手順】

項目	事業者等	丹波市
①連携事業の提案及び取組に関する事前協議	○丹波市への連携事業の提案 (連携の目的・内容など提案書の提出)	《総合政策課》 ◎提案事業の受付 ◎必要に応じて解決したい課題の提供
②提案事業の具体化に向けた検討及び庁内連携先の調整	○具体化に向けた調整	《総合政策課》 ◎提案事業の実現性検討 (事業取組・連携方法) ◎提案事業関連部署の選定 (事業内容から連携先となる部署の選定)
③連携事業の具体化・決定及び締結に向けた事前協議	○具体的な連携事業の提案 (提案事業の磨き上げ)	《総合政策課》 ◎提案内容の実施に係る庁内調整
④連携協定締結の正式な申入れ	○連携協定締結の申入れ	◎協定内容の調整・決定 ◎政策会議にて協定締結について報告・審査 ◎協定締結式の調整
⑤連携協定の締結及び公表(記者発表等)	○行政と連携して、報道機関等に協定締結の目的や連携事業等の発表	《総合政策課》 ◎事業者等と連携して、報道機関等に協定締結の目的や連携事業等の発表
⑥包括連携事業の実施	○行政の各部署と連携して、事業の実施 ○次年度以降の連携事業について変更がある場合は、再度提案書を提出	《各部署》 ◎事業者等と連携して、事業の実施

### 【包括連携協定の締結にあたって求める要件】

包括連携協定の対象とする事業者等について、基準を設けています。

- 1) 事業者等の基準 (いずれにも該当しないもの)
  - ①代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいる団体
  - ②会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)等による手続き中である団体

- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている団体、その他丹波市暴力団排除条例（平成23年条例第53号）第2条第1号に該当する団体
- ④公租公課を滞納している団体
- ⑤地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本市から一般競争入札の参加者資格を取り消されている団体
- ⑥本市の指名停止基準による指名停止を受けている団体
- ⑦その他包括連携協定の対象としてふさわしくない団体

## 2) 対象とする連携事業の基準

### 《対象とする事業》

- ①市が新規で事業者等との連携により実施可能な事業
- ②市が既に実施している施策事業のうち、事業者等との連携が可能な事業
- ③事業者等が地域の課題解決を目的として実施する事業活動で、市が事業者等との連携により実施可能な事業
- ④その他事業者等の自らの発意により、市との連携・協働を希望する活動や分野に関する事業

### 《対象としない事業》

- ①事業者等の直接的な営業又は広告宣伝を目的とする事業
- ②事業者等の利益誘導のおそれのある事業
- ③法令等で製造、提供等が禁止されている又は法令等に基づく許可等を受けていない役務、商品を提供する事業
- ④法律に定めのない医療類似行為に係る事業
- ⑤特定の政党・宗教を支持し、又はこれに反対するための政治的・宗教的教育を目的とする事業
- ⑥ギャンブルに係る事業（公共的団体が実施するものを除く。）
- ⑦人権侵害のおそれがあるもの又はこれに類する事業
- ⑧非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのある事業
- ⑨その他、丹波市が連携事業としてふさわしくないと判断する事業

### 【協定の有効期間】

包括連携協定の有効期間は、締結日から年度末とします。期間満了の1カ月前までに申し出がない場合には、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後は同様とします。

ただし、2回目の有効期間を延長した年の年度末までに連携事業の実績がない事業者等に対しては、包括連携協定の継続について、協議の場を設けることとします。

## 丹波市との連携事業に関する提案書

法人名(又は団体名)	
代表者氏名	
所在地	
担当者部署・氏名	[部署]
	[役職・氏名] .
連絡先	[TEL]
	[e-mail]
連携目的と効果	[目的]
	[効果]
連携事業(案) (詳細に記載してください) (行の追加可能)	[事業名]
	[事業内容]
	[該当する丹波市第2次総合計画施策目標] アイテムを選択してください。 アイテムを選択してください。
	[市の連携部署]
	[事業費] (わかる範囲でご記入ください)

<p>下記をご確認の上、右記に☑をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記に記載する事業者等は、丹波市と事業者等との包括連携協定に関する実施要綱第3条1項各号のいずれにも該当しない。</li> <li>・提案しようとする連携事業は同要綱第4条各項のいずれかに該当している。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
<p>[丹波市記入欄]</p> <p>提案された連携事業は、第3次丹波市行政改革アクションプランを踏まえ、持続可能な行財政運営や業務の効率化につながるものである。</p>	<input type="checkbox"/>

[様式2]

丹波市と〇〇との包括連携協定書

丹波市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、相互の包括的な連携を強化し、丹波市内における地域の活性化と持続的発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が有する経営資源や機能等の効果的な活用を図りながら、幅広い分野での連携・協働することで、持続的に発展できるまちづくりの実現や市民サービスの向上に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協働する。

- (1) 〇〇に関する事
- (2) 〇〇に関する事
- (3) 〇〇に関する事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な事項

（連携の推進）

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる連携・協働事項の円滑な推進を図るため、適宜協議を行うものとし、具体的な実施事項は、甲乙合意のうえ実施するものとする。

（秘密の保持）

第4条 甲及び乙は、本協定により相手方に開示する情報等のうち、秘密である旨指定された情報（以下「秘密情報」という。）について、相手方の事前の書面による同意がない限り、第三者に開示し、又は第1条に定める目的以外に使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りではない。

- (1) 相手方から開示を受ける前に既に公知がなされたもの
- (2) 相手方から開示を受ける前に既に自ら保有していたもの
- (3) 開示を受けた側の当事者の責によらずに公知となったもの
- (4) 開示を受けた側の当事者が後に秘密保持の義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの
- (5) 法令による開示を求められたもの
- (6) 前各号に定めるもののほか、甲及び乙が協議の上、開示することが適当と認められるもの

2 甲及び乙は、前項の秘密情報について、善良なる管理者の注意を持って管理し、及び保管しなければならない。

3 前2項の規定は、本協定の有効期間終了後も、なおその効力を有するものとする。



(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から年度末とする。ただし、本協定の有効期間が満了の日の1カ月前までに、甲または乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

(協定の変更)

第6条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ、本協定を変更できるものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住所

丹波市

丹波市長

乙 住所

企業等

代表取締役